

## 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

### 1 制定理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の題名が令和6年4月1日に変更になること、住宅の省エネルギー性能の評価方法が新たに示されたことから所要の改正をするもの。

### 2 改正の内容

#### 【①法律の題名改正による手数料表の改正】

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』から

『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に題名が改正されることに伴い、「別表4 許可等申請手数料」表中の法律の題名を改正するもの。

#### 【②省エネルギー性能評価方法の追加に伴う改正】

住宅の低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る省エネルギー性能評価は、これまで外皮性能、一次エネルギー消費量いずれも①計算による方法、又は②誘導仕様基準による方法で評価していたところ、今後は計算による方法と誘導仕様基準による方法を組合せて評価することが可能となったことから、評価方法の区分の記載を改めるもの。

	性能評価方法区分	認定手数料		性能評価方法区分	認定手数料	
民間評価あり	・外皮性能 : 民間評価 ・一次エネルギー : 民間評価	4,000円	→	・外皮性能 : 民間評価 ・一次エネルギー : 民間評価	4,000円	
民間評価なし	① ・外皮性能 : 標準計算 ・一次エネルギー : 標準計算	34,000円	→	① ・外皮性能 : 標準計算 ・一次エネルギー : 標準計算	34,000円	
	② ・外皮性能 : 誘導仕様基準 ・一次エネルギー : 誘導仕様基準	17,000円		② ・外皮性能 : 誘導仕様基準 ・一次エネルギー : 誘導仕様基準	17,000円	
	外皮性能 : 外壁や窓等の断熱性能（外皮平均熱貫流率）が定められた数値以内であること 一次エネルギー : 建築物が一年間に消費するエネルギー量が基準値を超えないこと 誘導仕様基準 : あらかじめ省エネ性能が決められた建材等の組み合わせにより評価できる基準 民間評価 : 民間機関により省エネ性能があらかじめ評価されていること	③ ・外皮性能 : 誘導仕様基準 ・一次エネルギー : 標準計算		34,000円	③ ・外皮性能 : 誘導仕様基準 ・一次エネルギー : 標準計算	34,000円
		④ ・外皮性能 : 標準計算 ・一次エネルギー : 誘導仕様基準		34,000円	④ ・外皮性能 : 標準計算 ・一次エネルギー : 誘導仕様基準	34,000円

追加

組合せによる評価が可能となることが国から示された

認定手数料：①、③、④＝34,000円 ← 標準計算を採用した認定申請の審査時間はほぼ同じ  
(民間評価なし)

②＝17,000円 ← チェックリストを審査するだけのため審査時間が短い

### 3 施行期日

施行期日 令和6年4月1日

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

改正案				現行				改正内容
別表				別表				
4 許可等手数料				4 許可等手数料				
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	
一～三十 六の五の 三	(略)	(略)	(略)	一～三十 六の五の 三	(略)	(略)	(略)	
三十六の 六	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四 年法律第八十四号）第五 十三条第一項の規定によ る低炭素建築物新築等計 画の認定の申請に対する 審査（一戸建ての住宅等 （一戸建ての住宅（住宅 の用途以外の用途に供す る部分を有しないものに 限る。以下同じ。）並びに 共同住宅等（共同住宅、 長屋その他一戸建ての住 宅以外の住宅をいう。以 下同じ。）及び複合建築物 （建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令	低炭素建築物（一戸建ての住宅 等）新築等計画認定申請手数料  認定申請一件につき、次に 掲げる場合ごとの住戸の区分 に応じそれぞれに定める額  イ 非住宅部分（住宅の用 途以外の用途に供する部 分をいう。以下この項、 三十六の八の項、三十六 の十一の項並びに備考第 九項及び第十項において 同じ。）を有しない建築物 に係る低炭素建築物新築 等計画を認定の対象と し、住宅の品質確保の促 進等に関する法律第五条 第一項に規定する登録住		三十六の 六	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四 年法律第八十四号）第五 十三条第一項の規定によ る低炭素建築物新築等計 画の認定の申請に対する 審査（一戸建ての住宅等 （一戸建ての住宅（住宅 の用途以外の用途に供す る部分を有しないものに 限る。以下同じ。）並びに 共同住宅等（共同住宅、 長屋その他一戸建ての住 宅以外の住宅をいう。以 下同じ。）及び複合建築物 （建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令	低炭素建築物（一戸建ての住宅 等）新築等計画認定申請手数料  認定申請一件につき、次に 掲げる場合ごとの住戸の区分 に応じそれぞれに定める額  イ 非住宅部分（住宅の用 途以外の用途に供する部 分をいう。以下この項、 三十六の八の項、三十六 の十一の項並びに備考第 九項及び第十項において 同じ。）を有しない建築物 に係る低炭素建築物新築 等計画を認定の対象と し、住宅の品質確保の促 進等に関する法律第五条 第一項に規定する登録住		

改正案		現行		改正内容
<p>(平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号) 第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。) の住宅部分 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成二十七年法律第五十三号) 第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。) に限る。)</p>	<p>宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関 (登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。) があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物 (住戸の数が一のものに限る。) 四千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同</p>	<p>(平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号) 第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。) の住宅部分 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成二十七年法律第五十三号) 第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。) に限る。)</p>	<p>宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関 (登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。) があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物 (住戸の数が一のものに限る。) 四千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同</p>	<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>住宅等及び複合建築物 (住戸の数が一のものを除く。) 八千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(1) 又はロ (1) の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物 (住戸の数が一のものに限る。) 三万四千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同</p>			<p>住宅等及び複合建築物 (住戸の数が一のものを除く。) 八千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(1) _____ の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物 (住戸の数が一のものに限る。) 三万四千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同</p>	<p>計算手法が併用の場合追記</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>住宅等及び複合建築物 (住戸の数が一のものを除く。) 六万三千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十万五千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十七万九千円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 二十五万六千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) 及びロ(2)の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p>			<p>住宅等及び複合建築物 (住戸の数が一のものを除く。) 六万三千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十万五千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十七万九千円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 二十五万六千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) _____の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p>	<p>計算手法が併用の場合 追記</p>

改正案				現行				改正内容
		(住戸の数が一のものを除く。) 二万九千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九万四千円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十四万二千円				(住戸の数が一のものを除く。) 二万九千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九万四千円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十四万二千円		
三十六の七	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）及び複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等	(略)	(略)	三十六の七	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）及び複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に	(略)	(略)	法律名称改正

改正案				現行				改正内容
	に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)に限る。)				に関する法律 第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)に限る。)			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
三十六の八	(略)	(略)	(略)	三十六の八	(略)	(略)	(略)	
三十六の九	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等に限る。）	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画変更認定申請手数料  認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 二千元 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物		三十六の九	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等に限る。）	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画変更認定申請手数料  認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 二千元 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物		

改正案			現行			改正内容
		<p>(住戸の数が一のものを除く。) 四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 二万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 三万六千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(1) <u>又はロ(1)</u>の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p>			<p>(住戸の数が一のものを除く。) 四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 二万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 三万六千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(1) _____の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p>	<p>計算手法が併用の場合追記</p>



改正案			現行			改正内容
		<p>(住戸の数が一のものを除く。) 三万千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万二千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 八万九千円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十二万八千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) 及びロ(2)の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 八千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p> <p>(住戸の数が一のものを除く。) 一万四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以</p>			<p>(住戸の数が一のものを除く。) 三万千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万二千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 八万九千円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十二万八千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) _____の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 八千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物</p> <p>(住戸の数が一のものを除く。) 一万四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以</p>	<p>計算手法が併用の場合追記</p>

改正案				現行				改正内容
			<p>下の共同住宅等及び複合建築物 二万五千元 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万七千元 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万千元</p>				<p>下の共同住宅等及び複合建築物 二万五千元 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万七千元 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万千元</p>	
三十六の十～三十六の十一	(略)	(略)	(略)	三十六の十～三十六の十一	(略)	(略)	(略)	
三十六の十一の二	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料</p> <p>一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。）の面積の区分に応じそれぞれ</p>		三十六の十一の二	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料</p> <p>一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。）の面積の区分に応じそれぞれ</p>	<p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>	

改正案				現行				改正内容
		に定める額 (略)				に定める額 (略)		
三十六の 十一の三	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。）	(略)	(略)	三十六の 十一の三	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。）	(略)	(略)	法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
三十六の 十一の四	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第十二条第二項及び第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の変更の申請に対する審査	(略)	(略)	三十六の 十一の四	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第十二条第二項及び第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の変更の申請に対する審査	(略)	(略)	法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
三十六の 十一の五	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく	(略)	(略)	三十六の 十一の五	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく	(略)	(略)	省令名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に

改正案			現行			改正内容
	建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の軽微な変更を証する書面の申請に対する審査			建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の軽微な変更を証する書面の申請に対する審査		関する法律施行規則
三十六の十二	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分に限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(一戸建ての住宅及び複合建築物の住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十五条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u>(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合す</u></p>	三十六の十二	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分に限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(一戸建ての住宅及び複合建築物の住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u>(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合す</u></p>	<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>ると認めた場合 四千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)又は<u>はロ(1)の基準を用いる</u>場合 三万四千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及び<u>びロ(2)の基準を用いる</u>場合 一万七千元</p>			<p>ると認めた場合 四千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1) <u>_____の基準を用いる</u>場合 三万四千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2) <u>_____の基準を用いる</u>場合 一万七千元</p>	<p>消費性能の向上等に関する法律</p> <p>計算手法が併用の場合追記</p> <p>計算手法が併用の場合追記</p>
三十六の十三	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分に限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(共同住宅等及び複合建築物の住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項第一号</u></p>	三十六の十三	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> <u>_____第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分に限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(共同住宅等及び複合建築物の住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> <u>_____第三十五条第一項第一号</u></p>	<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案			現行			改正内容
		に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上七万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1) <u>又はロ(1)</u> の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千			に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 住戸の数が四戸以下 八千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円 住戸の数が四十六戸以上七万三千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1) _____の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千	法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律  計算手法が併用の場合 追記

改正案			現行			改正内容
		<p>円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上二十五万六千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) 及びロ(2)の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上十四万二千円</p>			<p>円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上二十五万六千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ</p> <p>(2) _____の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 二万九千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上十四万二千円</p>	<p>計算手法が併用の場合追記</p>
三十六の十四	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u></p> <p>(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらか</p>	三十六の十四	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></p> <p>第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらか</p>	

改正案				現行				改正内容
	る。)	<p>じめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 (略)</p>			る。)	<p>じめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律__第三十五条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 (略)</p>		<p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>
三十六の十五	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (複合建築物に限る。)</p>	(略)	(略)	三十六の十五	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律__第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (複合建築物に限る。)</p>	(略)	(略)	
三十六の十六	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	(略)	(略)	三十六の十六	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律__第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	(略)	(略)	
三十六の十七	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請 (一戸建ての住宅) 手数料</p>		三十六の十七	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律__第四十一条第一項の規</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請 (一戸建ての住宅) 手数料</p>		



改正案			現行			改正内容
定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）	認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認められた場合 四千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1) <u>又はロ(1)の基準を用いる場合</u> 三万四千元 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2) <u>又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を用いる場合</u> 一万七千元		定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）	認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認められた場合 四千円 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1) _____の基準を用いる場合 三万四千元 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2) <u>又は(3) _____</u> の基準を用いる場合 一万七千元		法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  計算手法が併用の場合追記  計算手法が併用の場合追記
三十六の	<u>建築物のエネルギー消費</u>	建築物エネルギー消費性能基準	三十六の	<u>建築物のエネルギー消費</u>	建築物エネルギー消費性能基準	

改正案			現行			改正内容
十八	<p><u>性能の向上等に関する法律</u>第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限る。）</p>	<p>適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認められた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上七万三千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</p>	十八	<p><u>性能の向上に関する法律</u>__第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（共同住宅等に限る。）</p>	<p>適合認定申請（共同住宅等）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>__第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認められた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上七万三千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</p>	<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案			現行			改正内容
		<p>第一条第一項第二号イ（1） <u>又はロ（1）</u>の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円 住戸の数が四十六戸以上二十五万六千円</p> <p>（2）__建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第一条第一項第二号イ（2） <u>又は（3）及びロ（2）又は（3）</u>の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 二万九千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円 住戸の数が四十六戸以上</p>			<p>第一条第一項第二号イ（1） _____の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円 住戸の数が四十六戸以上二十五万六千円</p> <p>（2） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第一条第一項第二号イ（2） 又は（3） _____ _____の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 二万九千円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千円 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円 住戸の数が四十六戸以上</p>	<p>計算手法が併用の場合追記</p> <p>計算手法が併用の場合追記</p>

改正案				現行				改正内容
		十四万二千円				十四万二千円		
三十六の十九	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（非住宅建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（非住宅建築物）手数料  認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合 (略)		三十六の十九	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（非住宅建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（非住宅建築物）手数料  認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合 (略)		法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
三十六の二十	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（複合建築物に限る。）	(略)	(略)	三十六の二十	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（複合建築物に限る。）	(略)	(略)	法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
三十七～	(略)	(略)	(略)	三十七～	(略)	(略)	(略)	

改正案				現行				改正内容
八十六				八十六				
備考 1～9 (略)				備考 1～9 (略)				
<p>10 <u>一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十六の項、三十六の十八の項及び三十六の二十の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(前項の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定にかかわらず、申請建</u></p>				<p>10 <u>一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十六の項、三十六の十八の項及び三十六の二十の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>(略)</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(前項の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定にかかわらず、申請建</p>				<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>
<p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(前項の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定にかかわらず、申請建</u></p>				<p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(前項の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定にかかわらず、申請建</p>				<p>法律名称改正</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案	現行	改正内容
<p>建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>1 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）</u>の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築</p>	<p>建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>1 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。）</u>の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額</p> <p>② <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（第十一項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築</p>	<p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案	現行	改正内容
<p>物を除く。)ごとの同表三十六の十六の項(第十一項の規定が適用される場合にあっては、同項)の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p>1 3 一の建築物に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあっては、当該者を一の建築物に係る同法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p>1 4 一の建築物に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあっては、当該者を一の建築物に係る同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十六の項の規定を適用する。</p> <p>1 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第三十五条第二項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項までに定める額(第十二項及び第十三項に定める</p>	<p>物を除く。)ごとの同表三十六の十六の項(第十一項の規定が適用される場合にあっては、同項)の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p>1 3 一の建築物に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあっては、当該者を一の建築物に係る同法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p>1 4 一の建築物に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあっては、当該者を一の建築物に係る同法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十六の項の規定を適用する。</p> <p>1 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第三十五条第二項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項までに定める額(第十二項及び第十三項に定める</p>	<p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p> <p>法律名称改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</p>

改正案	現行	改正内容
<p>場合にあつては、第十二項及び第十三項に定める額) に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>	<p>場合にあつては、第十二項及び第十三項に定める額) に、当該審査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。</p>	